3 防災・減災のまちづくり

今回の震災では、二度にわたる大規模な地震により、インフラ¹⁶や公共施設をはじめ、保健・医療・福祉などの民間施設、公共交通機関等に甚大な被害が生じ、市民の生活や企業活動、行政活動等にも大きな支障をきたしました。

また、発災直後から行政内部での情報の収集・発信及び伝達や避難所運営、物資搬送の混乱、り災証明書の発行の長期化など、災害対応における多くの課題が明らかになり、これまでの防災意識や防災対策のあり方を抜本的に見直すことが必要となりました。

そこで、まずは被災した施設等をできる限り早期に復旧するとともに、幹線道路網の早期整備等により災害に強い都市基盤を形成し、あわせて、震災による経験を踏まえつつ、市民・地域・行政がそれぞれ災害に対応する力を強化することで、防災・減災のまちづくりを実現します。

さらには、少子高齢化・人口減少社会を見据えた多核連携都市17の形成を図る中で、中心 市街地や地域拠点、生活拠点における防災機能を強化し、バス路線網の再編や乗換拠点18の 整備、市電延伸の検討等による公共交通の災害対応力の向上を図るとともに、災害情報の収 集・発信及び伝達体制の構築に取り組んでいきます。

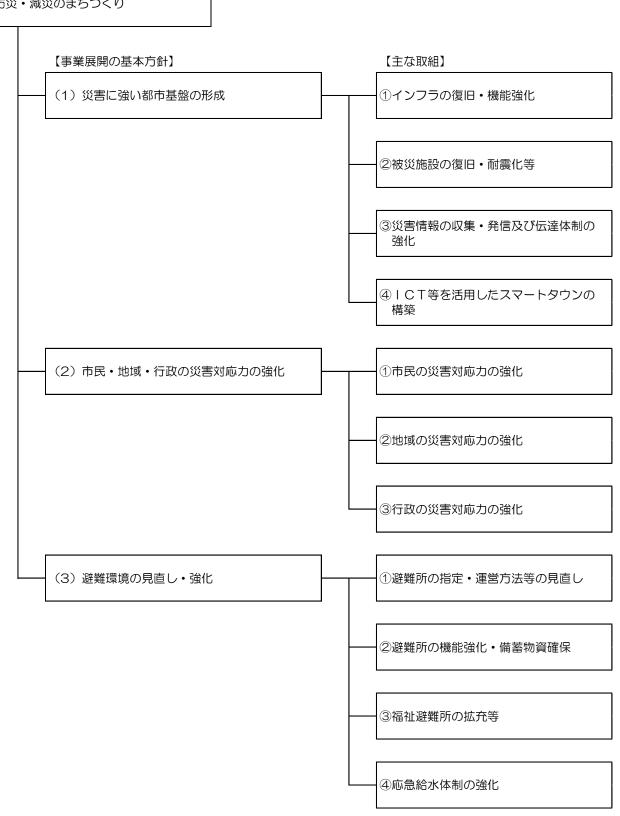
¹⁶ インフラ:インフラストラクチャー(infrastructure)の略。道路、河川、上下水道などの都市基盤施設のこと。

¹⁷ 多核連携都市:高次な都市機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点とし、周辺では、郊外部も含めた広域的な地域 生活圏の核となる地域拠点に、商業・医療などの日常生活サービス機能を維持・確保することで、地域拠点を核とした複数の地域生活 圏の形成を図り、それら中心市街地と地域拠点が利便性の高い公共交通で結ばれるとともに、中心市街地や地域拠点及び利便性の高い 公共交通沿線に一定の人口密度が維持された、持続可能でだれもが移動しやすく暮らしやすい都市のこと。

¹⁸ 乗換拠点:鉄軌道やバスの幹線・支線など複数の路線が交わる停留所で目的地へ行くために乗り換える場所。

【施策の目標】

防災・減災のまちづくり



(1)災害に強い都市基盤の形成

甚大な被害を受けた道路や橋梁・河川・公園・上下水道等のインフラ、学校や庁舎、社会教育施設等の公共施設、民間を含む保健・医療・福祉施設、公共交通機関等について、早期の復旧に取り組むとともに、建築物やインフラの耐震化や機能強化、道路や公共交通等のネットワークの構築及び移動手段の多重化¹⁹などを行い、災害に強い都市基盤づくりを進めます。

また、桜町地区市街地再開発事業、シンボルプロムナード及び(仮称)花畑広場の整備 並びに熊本駅周辺地区の整備等においては、今回の震災を踏まえた防災面での機能強化を 図ります。

さらに、災害時の緊急情報を効果的かつ迅速に提供するとともに、市民・地域・行政が スムーズに連携を図れるよう、情報の収集・発信及び伝達体制の強化に取り組みます。

①インフラの復旧・機能強化

- 主要地方道県道1号熊本玉名線の熊本城付近石積崩壊や白川橋の損壊など、被災した 道路・橋梁の早期復旧に取り組みます。
- 一級河川鶯川をはじめ護岸破損などの被害を受けた河川等の早期復旧に取り組みます。
- 水前寺江津湖公園の園路やよう壁の復旧をはじめ、被害を受けた各公園の早期復旧に 取り組みます。
- ・被害が大きかった東部地区など、上下水道の管路や施設の早期復旧に取り組みます。
- 復興を迅速に進め、日常生活を回復するため、環状道路をはじめとした幹線道路や高速道路機能を強化するスマートインターチェンジ²⁰の整備を促進することで、道路交通の円滑化を図ります。
- 幹線道路は、災害時にも、人や物資の輸送又は緊急車両の通行のために重要な役割を果たすことから、その機能が特に確保される必要があるため、沿道の建築物も含めた耐震化や無電柱化を進めていきます。
- 公園や広域交通拠点は災害時の緊急(一時)避難所及び災害対応拠点となることから、誘導案内板の設置やトイレなどの設備の整備・改良、食料等の物資の備蓄など、 防災・減災機能を強化します。

_

¹⁹ 移動手段の多重化:バスや鉄軌道、自家用車、自転車など様々な移動手段を選択できること。

²⁰ スマートインターチェンジ: 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置され、通行可能な車両(料金の支払方法)をETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

・配水池及び浄化センターと防災拠点(広域避難所・市役所本庁舎・上下水道局庁舎 等)をつなぐ上下水道管路や施設の更新や耐震化を進めます。

②被災施設の復旧・耐震化等

- ・熊本地震により被災した小中学校、市民会館、動植物園、熊本市民病院をはじめとする学校教育・文化・スポーツ・医療・福祉等の施設について、倒壊等による危険性の排除や一日も早い機能回復に取り組み、児童生徒により良い教育環境を確保するとともに、施設利用者等への適切なサービスを提供していきます。
- ・復旧を進めるに当たって、施設等の配置や総合的なあり方について検討を行います。
- ・災害時における避難所としての活用も視野に入れ、効果的・効率的な耐震化等を行っていきます。

③災害情報の収集・発信及び伝達体制の強化

- ・今回の震災では、災害情報の収集・発信及び伝達に課題を残したことから、防災行政無線・ホームページ・SNS²¹や電話・ファクシミリ・ラジオ・印刷物等のあらゆる手段を活用し、正確かつ適切な情報の収集・発信及び伝達に取り組んでいきます。
- ・避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには自治会等の地域団体・民間 団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避 難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立します。

④ I C T²²等を活用したスマートタウン²³の構築

- ・災害時における避難経路等の情報伝達や平時における市民の健康状態の把握、高齢者等の見守りといった医療・福祉など、様々な分野において積極的にICTを活用した近未来型都市の構築をモデル的に検討します。
- ・公共施設等での再生可能エネルギー²⁴の地産地消など、災害に強い自立・分散型の エネルギーシステムの構築を推進していきます。

²¹ SNS: Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にしたり、 趣味や嗜好、居住地域などのつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。

²² ICT: Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。情報や通信に関する技術の総称。

²³ スマートタウン: ICTや環境技術などの先端技術を活用した効率的で利便性が高いまちのこと。

²⁴ 再生可能エネルギー: 太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、永続的に再利用することが可能なエネルギーのこと。

(2)市民・地域・行政の災害対応力の強化

今回の震災による被害の状況や復旧・復興へのプロセスを記録・保存するとともに、それらを踏まえた地域防災計画や危機管理体制の見直しを行う中で、「自助」・「共助」・「公助」に関する効果的な取組をまとめ、市民・地域・行政が担うべき役割等を整理します。さらに、市民・地域・行政それぞれが災害に対応する力を向上させるための取組を行い、企業等も含めた災害時の連携の強化を図ります。

①市民の災害対応力の強化

- 防災等に関する市民への啓発活動や防災訓練への参加呼びかけを行うとともに、ハ ザードマップ²⁵の作成・活用による避難経路・避難所等の確認を促します。
- 発災後の3日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄の呼びかけのほか、電気等の エネルギーの自給を促進していきます。
- ・保育所や認定こども園、幼稚園、学校等で子どもたちの防災教育に取り組むほか、企業等のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取組を充実していきます。

②地域の災害対応力の強化

- ・自主防災クラブの役割や活動を明確にした上でその活動を支援していくとともに、 消防団の体制等の充実や地域における実践的な防災訓練の実施など、町内自治会や校 区自治協議会等における災害対応力強化に必要な支援を行っていきます。
- ・災害時に企業等の井戸を市民が利用できるような仕組みづくりを、市民・事業者・行政が協働で進めていきます。

③行政の災害対応力の強化

- ・消防機能の充実、支援物資等の受入体制強化、集配拠点及び周辺交通アクセスの改善、近隣自治体や九州各県の自治体との連携強化等を進めていきます。
- ・平時から、地域との連携強化に向けた取組を進めるとともに、職員研修等を通じて職員の災害対応力の向上を図ります。また、災害発生時には、市民・地域・行政・企業等が力を結集し、円滑な避難所運営などの対応に当たることができるよう、役割を整理します。

²⁵ ハザードマップ:自然災害で想定される被害範囲・程度等を地図に表したもので、それに加えて、避難場所などの情報を図示し、迅速・的確な避難を手助けする地図のこと。

- ・民間企業との災害時における協定締結を促進し、市民・地域・行政・企業が一体となった効率的で効果的な災害対応体制を構築していきます。
- ・被災者の速やかな生活再建・住宅再建に資するよう、家屋等の被害調査・り災証明書の発行・各種支援制度の申請受付を迅速かつ効率的に行えるシステムの整備を進めます。
- ・災害時における救急医療体制を充実するため、公立病院を含む地域の医療機関の連携 を強化します。

(3)避難環境の見直し・強化

今回の震災時における状況を踏まえ、より地域の実情に応じた避難所の指定や運営方法の見直し、バリアフリー化等の機能強化、備蓄物資の確保等を行います。

また、高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等、避難所等での生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮(障がい者等にあっては障害者差別解消法に基づく合理的配慮²⁶)をするとともに、福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組みます。

さらに、避難所等の給水施設の活用など、応急給水体制を見直します。

①避難所の指定・運営方法等の見直し

- ・地域防災計画の見直しの中で、今回の震災における課題等を踏まえ、女性や高齢者、 障がい者、子ども、外国人等、多様な被災者の視点に立ち、避難所の指定のあり方や 運営方法を改善するとともに、在宅や車中泊等の避難者への対応について検討します。
- 地域防災計画の見直しに際しては、専門家等の助言、地域の実情及びアンケート調査 の結果等を踏まえるとともに、発災時に必要な情報が即座に把握できるよう、計画の 構成や表記等の工夫をしていきます。その中で、分かりやすく災害現場で活用できる マニュアルを整備します。
- ・避難所運営に携わる人員の確保のほか、ボランティアが効果的に機能するためのコーディネーターの配置などについて検討します。

²⁶ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障がい者等から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮の提供を行うこと。

②避難所の機能強化・備蓄物資確保

- ・避難所においては、停電時に電力を供給する太陽光発電設備等の導入、だれもが利用 しやすいトイレや災害用マンホールトイレの整備、固定電話の設置など必要に応じた 機能強化を行っていきます。
- ・今回の震災対応における課題や専門家等の助言を踏まえて、これまでの備蓄計画を見 直し、各避難所等に必要な食料や保存飲料水、資材等の備蓄を進めていきます。

③福祉避難所の拡充等

- ・災害時に福祉避難所となる施設を十分に確保するため、老人福祉施設や障害者支援施設、児童福祉施設等との事前協定締結に向けた協議を進めます。
- 協定施設と今回の震災対応に関する意見交換等を行う中で、相互の課題を洗い出し、 必要な改善策を講じるほか、開設訓練への参加施設数の増加に努めることなどにより、 福祉避難所の充実に取り組みます。

④応急給水体制の強化

- 行政庁舎や公設公民館、小中学校等について、貯水機能付給水管²⁷等へ段階的更新を 図ります。
- ・応急給水に当たっては、避難所等に設置された給水施設や豊富な地下水の有効活用により、速やかな飲料水の提供を行うとともに、災害の規模に応じて他の自治体からの給水車支援を要請し、給水車による補完的な給水拠点を設置するなど、応急給水体制を強化します。

²⁷ 貯水機能付給水管:地震などの災害時に起こる断水に備えて水を貯めることができる給水管のこと。